パブリックコメント終了後における伊勢崎市定住自立圏形成方針の変更の修正について

伊勢崎市定住自立圏形成方針の変更に関するパブリックコメント手続きを令和６年１１月２０日から１２月２０日まで実施し意見の提出はありませんでしたが、その後の庁内検討委員会において、次の理由により修正いたしました。

１．修正理由　令和６年４月に策定された「第９次群馬県保健医療計画」との整合性を図るため
２．修正前及び修正後　次の対照表のとおり

伊勢崎市定住自立圏形成方針の変更修正対照表

修正後	修正前
○伊勢崎市定住自立圏形成方針 **（１）　生活機能強化に係る政策分野** ①　土地利用 （省略） ②　景観形成 （省略） ③　医　　療 ア　地域医療機能の高度化に係る取組 【取組内容】 伊勢崎市民病院を中心に、多くの医療機関を有する本市において、安心、安全な市民生活に資するため、群馬県保健医療計画に基づき、地域の医療連携体制の推進を図るため、医療機関がそれぞれの専門性を発揮しながら機能を分担し、連携しながら医療を提供している。 市内の医療機関を見ると、地勢的要件からへき地医療を除く５疾病５事業及び在宅医療に対し、がん治療の分野では、専門治療、地域がん診療連携拠点病院として伊勢崎市民病院、標準治療として２病院が対応している。脳卒中治療の分野では、脳血管障害の急性期治療に対応している公益財団法人脳血管研究所美原記念病院外２病院に加え、〔削る〕回復期の治療を行う医療法人上毛会伊勢崎福島病院外２病院、急性心筋梗塞治療の分野では、社会医療法人鶴谷会鶴谷病院外１病院、糖尿病治療の分野では多数の医療機関が対応している。精神疾患治療の分野では、群馬県立精神医療センター外２病院が入院診療に対応している。	○伊勢崎市定住自立圏形成方針 **（１）　生活機能強化に係る政策分野** ①　土地利用 （省略） ②　景観形成 （省略） ③　医　　療 ア　地域医療機能の高度化に係る取組 【取組内容】 伊勢崎市民病院を中心に、多くの医療機関を有する本市において、安心、安全な市民生活に資するため、群馬県保健医療計画に基づき、地域の医療連携体制の推進を図るため、医療機関がそれぞれの専門性を発揮しながら機能を分担し、連携しながら医療を提供している。 市内の医療機関を見ると、地勢的要件からへき地医療を除く５疾病４事業及び在宅医療に対し、がん治療の分野では、専門治療、地域がん診療連携拠点病院として伊勢崎市民病院、標準治療として３病院が対応している。脳卒中治療の分野では、脳血管障害の急性期治療に対応している公益財団法人脳血管研究所美原記念病院外２病院に加え、リハビリテーションから家庭復帰まで回復期の治療を行う医療法人石井会石井病院外３病院、急性心筋梗塞治療の分野では、社会医療法人鶴谷会鶴谷病院外１病院、糖尿病治療の分野では多数の医療機関が対応している。精神疾患治療の分野では、群馬県立精神医療センター外３病院が入院診療に対応している。

また、二次救急医療機関については、休日夜間急患センターの運営も行っている伊勢崎佐波医師会病院外７病院、災害拠点病院２病院、新興感染症発生・まん延時の医療については多数の医療機関、周産期医療については、協力医療機関としての伊勢崎市民病院、小児医療については、伊勢崎市民病院外１病院が開設されている。 一方、在宅医療の分野においては、内科、小児科、産婦人科を始めとする病院及び各種診療所、人工透析や糖尿病等に取り組む診療所、歯科診療所等、さまざまな診療科目に対応する医療機関が開設されている。 一次医療及び一次救急医療の分野においては、在宅医療のほか、福祉介護・健康増進・予防注射・健康診断などを担う、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の普及・促進により、各医療機関における機能を活かし、医療サービスの質の向上を図る。 加えて、小児科、産婦人科、循環器科等の病院勤務医師の不足に対し、看護師を含め、医療従事者の人材確保を群馬県と連携し取り組む。 【機能分担】 A　中心地域においては、群馬県保健医療計画における５疾病、へき地医療を除く５事業及び在宅医療を提供できる病院のさらなる連携を図る。 また、周産期医療・小児医療及び人工透析を担う医療機関も含め、各医療機関における専門分野などの情報を市民に提供し、かかりつけ医の普及・促進を図る。 B　近隣地域における人口は全人口の約４割を占めているが、医療機関数においては全体の約２割で、中心地域に集中している傾向である。 このことから、市民に対し、近隣地域に開設されている各種医療機関について、専門分野や特徴などの詳細な情報提供を行い、地元医療機関の利活用の促進を図る。 （以下、省略）	また、二次救急医療機関については、休日夜間急患センターの運営も行っている伊勢崎佐波医師会病院外７病院、災害拠点病院２病院、〔追加〕周産期医療については、協力医療機関としての伊勢崎市民病院、小児医療については、伊勢崎市民病院外１病院が開設されている。 一方、在宅医療の分野においては、内科、小児科、産婦人科を始めとする病院及び各種診療所、人工透析や糖尿病等に取り組む診療所、歯科診療所等、さまざまな診療科目に対応する医療機関が開設されている。 一次医療及一次救急医療の分野においては、在宅医療のほか、福祉介護・健康増進・予防注射・健康診断などを担う、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の普及・促進により、各医療機関における機能を活かし、医療サービスの質の向上を図る。 加えて、小児科、産婦人科、循環器科等の病院勤務医師の不足に対し、看護師を含め、医療従事者の人材確保を群馬県と連携し取り組む。 【機能分担】 A　中心地域においては、群馬県保健医療計画における５疾病、へき地医療を除く４事業及び在宅医療を提供できる病院のさらなる連携を図る。 また、周産期医療・小児医療及び人工透析を担う医療機関も含め、各医療機関における専門分野などの情報を市民に提供し、かかりつけ医の普及・促進を図る。 B　近隣地域における人口は全人口の約４割を占めているが、医療機関数においては全体の約２割で、中心地域に集中している傾向である。 このことから、市民に対し、近隣地域に開設されている各種医療機関について、専門分野や特徴などの詳細な情報提供を行い、地元医療機関の利活用の促進を図る。 （以下、省略）